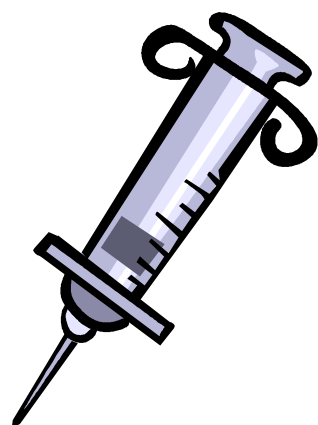


## 第 6 予防接種事業



# 1 予防接種事業

## (1) 乳幼児等の予防接種事業

### ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

### イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種法実施規則  
定期の予防接種実施要領

### ウ 対象

| 予防接種名                        |       | 対象年齢                       |
|------------------------------|-------|----------------------------|
| 4種混合<br>(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | 1期    | 生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間 |
| 三種混合<br>(ジフテリア・百日せき・破傷風)     | 1期    | 生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間 |
| 二種混合<br>(ジフテリア・破傷風)          | 2期    | 11歳～13歳未満                  |
| 麻しん風しん混合                     | 1期    | 生後12か月～生後24か月に至るまでの間       |
|                              | 2期    | 5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間        |
|                              | 3期    | 中学1年生に相当する年齢               |
|                              | 4期    | 高校3年生に相当する年齢               |
| 日本脳炎                         | 1期    | 生後6か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間 |
|                              | 2期    | 9歳～13歳未満                   |
|                              | 特例対象者 | 平成7年6月1日生～19年4月1日生         |
| ポリオ                          |       | 生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間 |
| BCG                          |       | 生後6か月に至るまでの間               |

### エ 対応者

市内指定医療機関及び県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

### オ 内容

健康福祉センターで行う「集団予防接種」、市内指定医療機関で行う「個別予防

接種」のほか、「埼玉県住所地外小児予防接種相互乗り入れ」制度に基づき、県内の接種協力医により予防接種を実施しています。

カ 実績

接種状況

単位：人

| 予防接種名                        | 年度 | 対象者   | 接種者   | 接種率 (%) |
|------------------------------|----|-------|-------|---------|
| 4種混合<br>(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | 23 | —     | —     | —       |
|                              | 24 | 4,148 | 654   | 15.77   |
| 三種混合<br>(ジフテリア・百日せき・破傷風)     | 23 | 4,496 | 4,742 | 105.47  |
|                              | 24 | 4,148 | 3,630 | 87.51   |
| 二種混合<br>(ジフテリア・破傷風)          | 23 | 1,395 | 1,195 | 85.66   |
|                              | 24 | 1,413 | 1,063 | 75.23   |
| 麻しん風しん混合                     | 23 | 5,410 | 5,001 | 92.44   |
|                              | 24 | 5,605 | 4,813 | 85.87   |
| 麻しん                          | 23 | —     | 0     | —       |
|                              | 24 | —     | 1     | —       |
| 風しん                          | 23 | —     | 1     | —       |
|                              | 24 | —     | 3     | —       |
| 日本脳炎                         | 23 | 5,241 | 6,502 | 124.06  |
|                              | 24 | 5,040 | 4,880 | 96.83   |
| ポリオ(生)                       | 23 | 3,520 | 1,708 | 48.52   |
|                              | 24 | 2,132 | 672   | 31.52   |
| ポリオ(不活化)                     | 23 | —     | —     | —       |
|                              | 24 | 4,264 | 3,197 | 74.98   |
| BCG                          | 23 | 1,124 | 1,067 | 94.93   |
|                              | 24 | 990   | 1,006 | 101.62  |

※対象者・・・平成24年10月1日現在の人口をもとに算定

キ 事業の経過

昭和23年7月、予防接種法が施行されました。

昭和26年、結核予防法が制定されました。

昭和33年4月、予防接種法が改正され、対象疾病から、しょう紅熱が削除、二種混合(DT)ワクチン(ジフテリア・百日せき)が追加されました。

昭和39年、ポリオ生ワクチンが定期接種になりました。

昭和43年、三種混合(DPT)ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風)が定期接種になりました。

昭和51年6月、予防接種法が改正され、予防接種による健康被害について法的救済制度が創設されました。

昭和52年8月、風しんが定期接種（中学生女子）になりました。

昭和53年10月、麻しんが定期接種になりました。

平成元年4月、MMR ワクチン（麻しん・おたふくかぜ・風しん）接種が始まりました。

平成5年4月、MMR ワクチン実施見合わせになりました。

平成13年11月、予防接種法が改正され、一類（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎）と二類（高齢者のインフルエンザ）に類型化されました。

平成16年、結核予防法が改正され、ツベルクリン反応が廃止になり、BCG 直接接種及び接種年齢が生後0日以上6か月未満となりました。

平成17年5月、日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控えの勧告がありました。同年7月、日本脳炎Ⅲ期接種が廃止になりました。

平成18年4月、麻しん風しん混合（MR）ワクチンの2回接種（第1期、第2期）が導入されました。

平成18年6月、麻しん及び風しん定期予防接種において、単独ワクチンも接種可能になりました。また、平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第2期の接種が可能となりました。

平成20年4月、麻しん及び風しん定期予防接種において、5年間の時限的措置として、中学1年生及び高校3年生に相当する者に対する、第3期、第4期の麻しん風しん混合ワクチンが導入されました。これに伴い、定期の予防接種実施要領が改正されました。

平成21年6月の日本脳炎定期予防接種第1期において、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となりました。

平成22年3月の日本脳炎ワクチンの使用期限が到来したことにより、これ以降、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることが周知されました。

平成22年4月、日本脳炎の接種勧奨が、標準的な年齢（3歳4歳児）に再開されました。

平成23年5月20日の政令・省令改正により日本脳炎の対象者（平成7年6月1日生まれ～平成19年4月1日生まれ）が、特例として追加されました。

平成24年7月31日の政令改正により、同年9月1日からのポリオの予防接種において、生ワクチンの使用を止め、不活化ワクチンを使用することになりました。接種回数も2回から4回となりました。ただし、この改正で定期の予防接種となったのは、3回目までに限定されていました。

平成24年9月28日の政令改正により、同年11月1日から4種混合（DPT-IPV）ワクチンが導入されました。

平成24年10月23日の実施要領改正により、同年11月1日からポリ

オの4回目の接種が定期化されました。

平成25年1月30日の政令・省令改正により、同日から長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会が確保されました。

平成25年2月1日の政令改正により、同年4月1日から日本脳炎の対象者（平成7年4月2日生まれ～平成7年5月31日生まれ）が、特例として追加されました。また、結核の予防接種の対象年齢が生後1歳に至るまでの間となりました。

平成25年3月30日に予防接種法が改正され、同年4月1日から Hib ワクチン（Hib 感染症）、小児の肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）が定期の予防接種の対象となりました。また、麻しん及び風しん予防接種の第3期、第4期が終了となりました。

#### ク まとめ

予防接種法が改正されたため、接種率の比較は参考となります。麻しん及び風しん予防接種の第3期、第4期は、大きな混乱等なく終了しました。

## （2）高齢者インフルエンザ予防接種事業

### ア 目的

高齢者のインフルエンザへの感染の防止を図り、もって高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

### イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種法実施規則、入間市高齢者のインフルエンザ予防接種実施要綱

### ウ 対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種日に65歳以上の者及び接種日に60歳以上65歳未満の者で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者手帳1級相当の障害）

### エ 対応者

市内指定医療機関及び県内接種協力医、契約医療機関、保健師、事務職員

### オ 内容

毎年10月20日から翌年1月31日まで、市内指定医療機関で行う「個別予防接種」のほか、「埼玉県住所地外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ」制度に基づき、県内の接種協力医により予防接種を実施しています。

カ 実績

接種状況

単位：人

| 年度 | 区分 | 対象者    | 接種者    | 接種率<br>(%) | 再掲           |            |     |
|----|----|--------|--------|------------|--------------|------------|-----|
|    |    |        |        |            | 市内指定<br>医療機関 | 相互<br>乗り入れ | その他 |
| 23 |    | 31,505 | 14,094 | 44.74      | 12,446       | 1,580      | 68  |
| 24 |    | 33,536 | 14,213 | 42.38      | 12,423       | 1,727      | 63  |

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度から実施しています。

平成16年度から埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度が始まりました。

ク まとめ

高齢者インフルエンザ予防接種については、前年度と比較し、接種者数、接種率は横ばいです。

(3) 高齢者肺炎球菌予防接種事業

ア 目的

高齢者の肺炎への罹患を防止し、もって高齢者の健康保持を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市高齢者肺炎球菌予防接種事業実施要綱

ウ 対象

肺炎球菌予防接種を希望する者のうち、接種期間の最終日において70歳以上の者。ただし、過去にこの事業で補助を受けたことがある者は除く。

エ 対応者

市内指定医療機関、保健師、事務職員

オ 内容

市内指定医療機関で行う「個別予防接種」を実施しています。

カ 実績

接種状況

単位：人

| 区分<br>年度 | 対象者    | 接種者   | 接種率<br>(%) |
|----------|--------|-------|------------|
| 23       | 18,998 | 1,252 | 6.59       |
| 24       | 19,082 | 497   | 2.60       |

キ 事業の経過

平成21年度から実施しています。接種期間は11月1日から翌年1月31日までとしました。

平成22年度からは、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者も対象としました。

平成23年度は、ワクチン不足により接種期間を3月末まで延長しました。

平成24年度は、接種者数の拡大をはかるため、接種期間を3月末までとしました。

ク まとめ

肺炎球菌は高齢者の肺炎の主な原因とされており、今後も高齢化により対象者が増え、予防接種のニーズは高いと考えられます。平成25年度からは通年で接種が可能とし、さらなる事業の充実・啓発に努めていきます。

(4) 子宮頸がん等ワクチン接種事業

ア 目的

子宮頸がん予防・ヒブ(Hib)・小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用負担による経済負担軽減を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施概要」

ウ 対象

子宮頸がん予防ワクチン・・・中学1年生から高校1年生の女性の方及び平成23年度に本事業に基づき1回以上接種を行った高校2年生の女性の方

ヒブ(Hib)、小児用肺炎球菌ワクチン・・・生後2か月以上5歳未満

エ 対応者

市内指定医療機関、保健師、事務職員

オ 内容

市内指定医療機関で行う「個別予防接種」を実施しています。

カ 実績

接種状況

単位：人

| 予防接種名     | 年度 | のべ接種者 | 増減     |
|-----------|----|-------|--------|
| 子宮頸がん予防   | 23 | 5,690 | △3,412 |
|           | 24 | 2,278 |        |
| ヒブ（H i b） | 23 | 3,552 | 442    |
|           | 24 | 3,994 |        |
| 小児用肺炎球菌   | 23 | 4,054 | 354    |
|           | 24 | 4,408 |        |

キ 事業の経過

平成23年度から国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施概要」に基づき、予防接種費用負担による経済負担軽減を図るため、接種費用の助成を実施しました。

平成25年3月30日の法改正により、同年4月1日からHibワクチン（Hib感染症）、小児の肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）が定期的予防接種の対象となります。

ク まとめ

国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施概要」に基づく接種は、平成24年度で終了となりました。

子宮頸がん予防接種については、平成23年度に多くの対象者が接種を済ませたことから、延べ接種者数は大幅に減少しました。

ヒブ（H i b）、小児用肺炎球菌予防接種については、新規接種対象者となる0歳児の接種者が大部分を占め、延べ接種者数も増加しました。